



# 耐震診断・耐震改修計画判定委員会 設置規程

制定：平成21年5月1日

ビューローベリタスジャパン株式会社

(目 的)

第1条 この委員会は、建築物の耐震診断又は耐震改修を実施する者の依頼により、耐震診断の準備計算、入力データの適否、出力結果の評価及び考察並びに耐震改修計画について判定を行うことで耐震診断及び耐震改修の技術水準の向上に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この委員会は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）に設置し、その名称を BVJ 耐震判定委員会（以下、「判定委員会」という。）と称する。（い）

(判定内容)

第3条 耐震診断及び耐震改修の内容に関する基本的な考え方の統一化を図るため、次の事項について審査・判定を行う。

- (1) 解析時の部材のモデル化等を含め診断方法の適否の判定
- (2) 診断結果の評価の適否の判定
- (3) 総合的な見地からみた考察の適否の判定
- (4) 耐震改修計画の適否の判定
- (5) その他の、耐震診断及び耐震改修に関し必要と認める事項

(判定委員会)

第4条 BVJ は以下のいずれかにより判定委員会を設置するものとする。

- (1) 国及び耐震改修促進法の規定による所管行政庁または建築基準法の規定による特定行政庁（以下「所管行政庁等」という。）から、既存建築物の耐震化推進の施設に基づき、耐震判定委員会の指定等をうけたもの
- (2) 所管行政庁等が、既存建築物の耐震化推進の施策に基づき、指定耐震判定委員会等として名簿に掲載したもの
- (3) その他 BVJ が上記と同等とみなしたもの

(判定委員会の構成)

第5条 判定委員会の委員構成は、第三者性が保たれ、BVJ の意向に関せず公正に判定の判断がされるものとし、原則として外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であることとする。

2 判定委員会の委員数は委員長を含め 5 名以上とする。

(判定委員会の委員)

第6条 判定委員会の委員は、建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の妥当性についての判定に関する経験または建築物の耐震診断、耐震改修計画に係る専門の知識を有していることとし、次に掲げる者のいずれかであることとする。

- i) 大学の建築工学に関する教授、准教授等
- ii) 構造設計一級建築士

iii) その他 BVJ が上記と同等以上と認める者

(判定委員会の成立)

第7条 判定委員会は、第5条の委員の3名以上の出席を得なければ開催することはできない。

(委員長及び副委員長)

第8条 判定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、判定委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長は、判定委員会の議長として会を主宰する。

2 委員長は、判定委員会を必要に応じ招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 交代又は増員による場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第11条 BVJ は、判定委員会の審査・判定を効率的に進めるため、判定委員会の中に専門委員会を設置する。その構成は次に掲げる専門委員とし、その委嘱は BVJ が行う。

(1) 一級建築士の資格を持ち、かつ建築物構造の専門的知識を有する者

(2) その他 BVJ が上記と同等以上と認める者

(耐震判定委員会における留意事項)

第12条 耐震判定委員会の判定については、委員の合議により決定するものとする。

2 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等に関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

(庶務)

第13条 判定委員会の庶務は、BVJ の事務局において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、判定委員会の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

改訂：平成25年10月1日